

職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 実施機関向けリカレント教育説明会

令和7年8月20日 15:00～
文部科学省 生涯学習推進課



文部科学省

本日の流れ

1. 開催にあたって（あいさつ）（5分）

（生涯学習推進課リカレント教育・民間教育振興室室長 片見 悟史）

2. リカレント教育の現状と今後について（15分）

（生涯学習推進課 課長補佐 高野より説明）

3. 職業実践力育成プログラム（BP）について（10分）

（生涯学習推進課 生涯学習推進係 末原より説明）

4. キャリア形成促進プログラムについて（10分）

（生涯学習推進課 室長補佐 塩屋より説明）

5. 教育訓練給付制度について（15分）

（厚生労働省 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 より説明）

6. リ・スキリング等教育訓練支援融資事業について（15分）

（厚生労働省 訓練受講支援室 より説明）

7. 質疑応答（10分）

2. リカレント教育の現状と今後について

現状と課題

リカレント教育とは

法令で定義が決まっている訳ではない

「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであるが、本議論の整理では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リスキング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用する。

（第11期生涯学習分科会における「議論の整理」より）

リカレント教育は、就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行なうといった概念である。1970年に経済協力開発機構（OECD）が公式に採用し、1973年に「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」報告書が公表されたことで国際的に広く認知された。

（参考：総務省 平成30年度版 情報通信白書より）

リカレント教育

社会変化への対応や自己実現を図るための
以下①～③を内包した社会人の学び直し

①リスキング

時代のニーズに即して職業上新たに
求められる能力・スキルを身に付けること

②アップスキリング

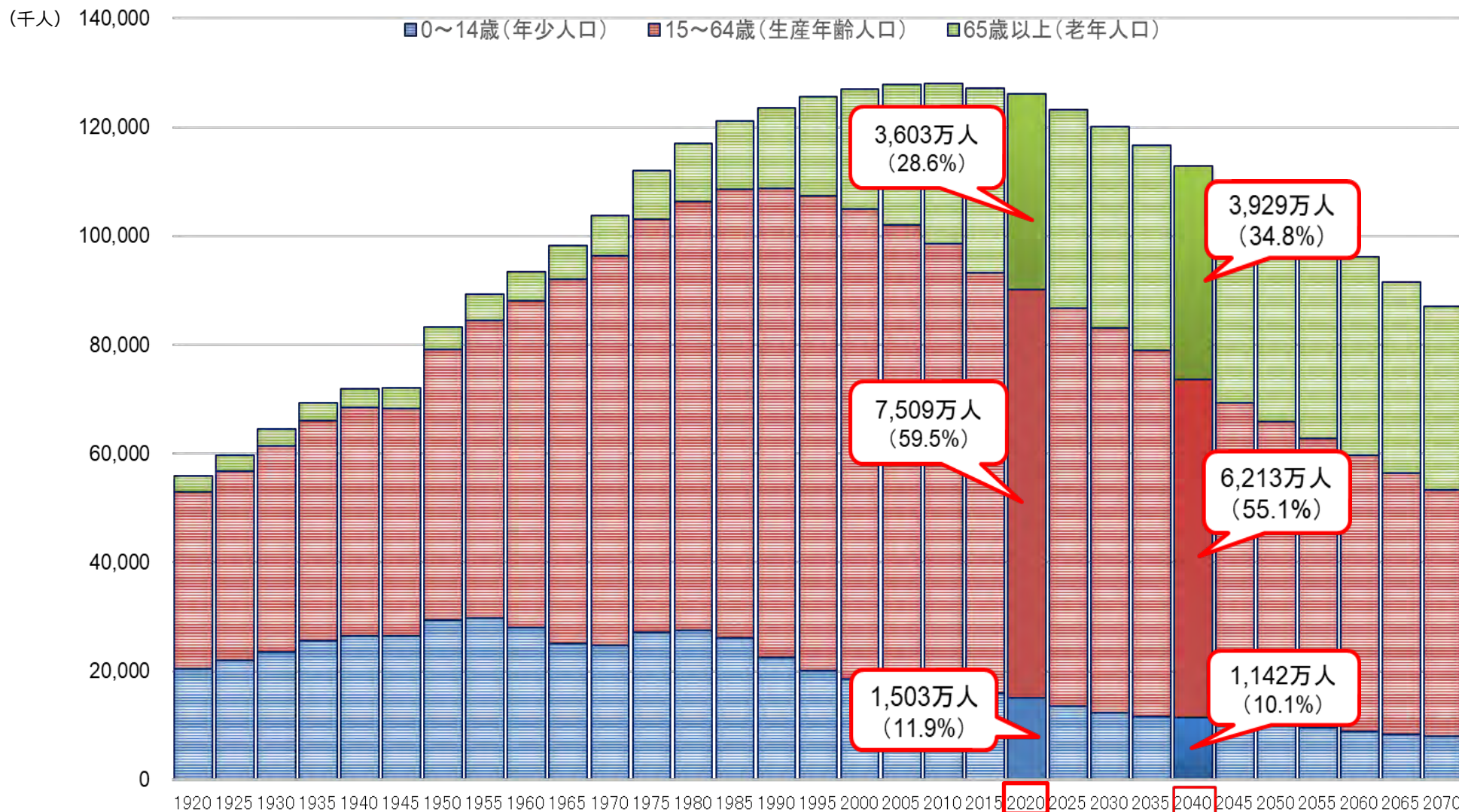
現在の職務を遂行する上で求められる
能力・スキルを追加的に身に付けること



③職業とは直接的には結びつかない
技術や教養等を身に付けること

いまなぜリカレント教育が必要か

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。

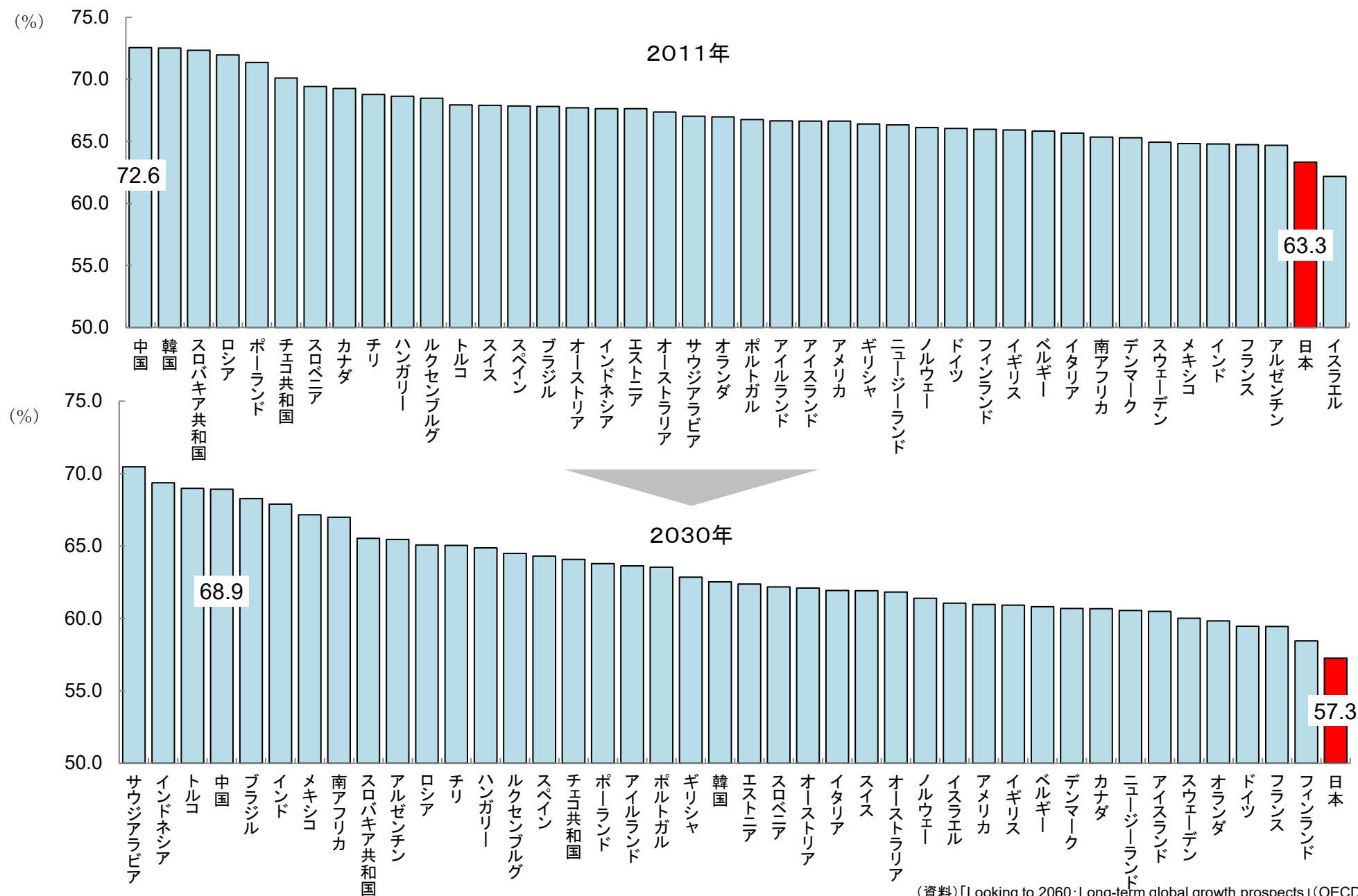
1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

(出典) 1920年~2020年:「人口推計」(総務省)、2025年~2070年:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

推計値

いまなぜリカレント教育が必要か

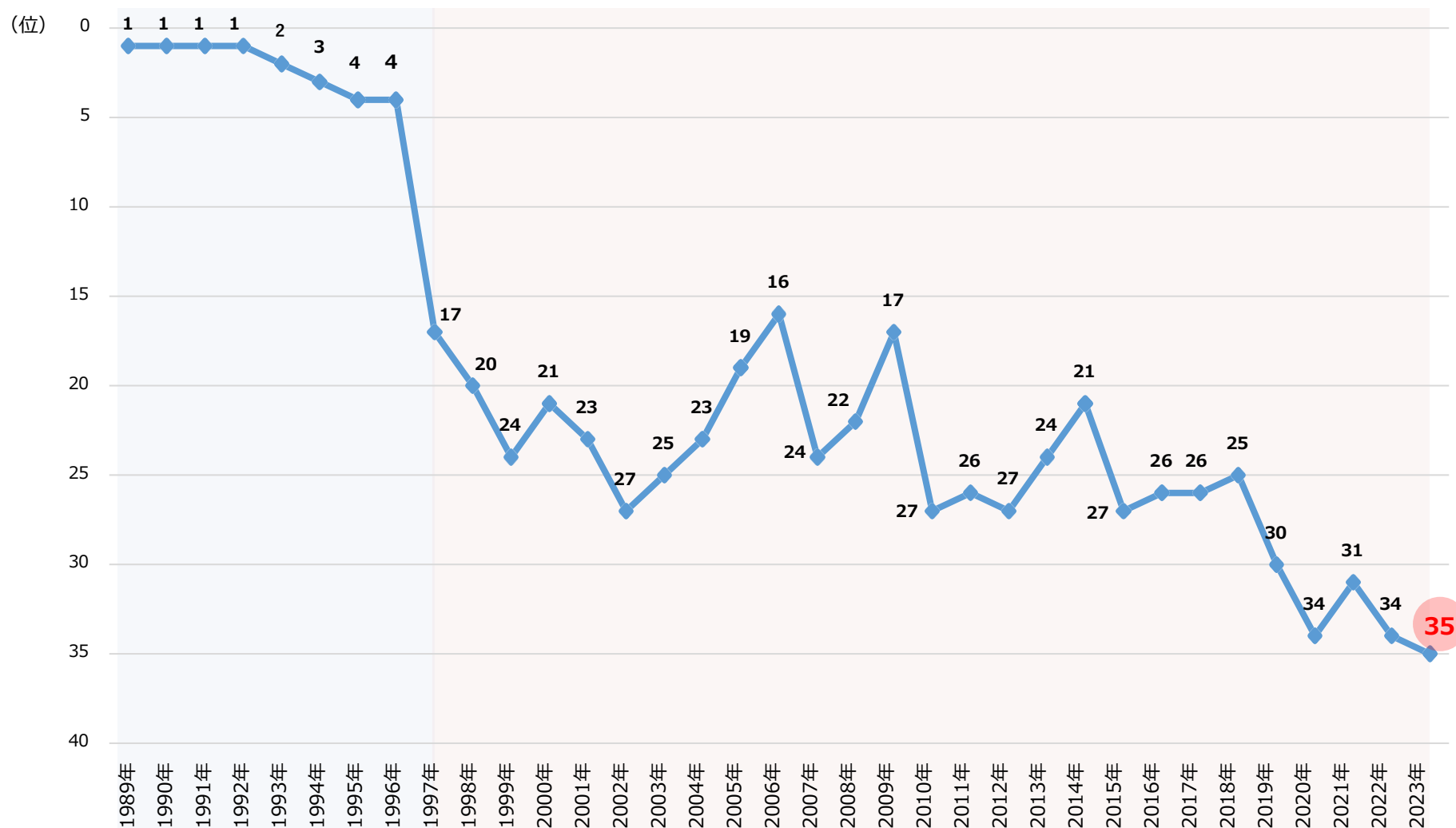
OECDの予測では、2030年には日本の生産年齢人口が57.3%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



(資料)「Looking to 2060: Long-term global growth prospects」(OECD)

いまなぜリカレント教育が必要か

1990年代中頃まで日本の世界競争力は5位以内だったが、1990年代後半から順位を落としており、2023年は1989年以降最低の35位となった。



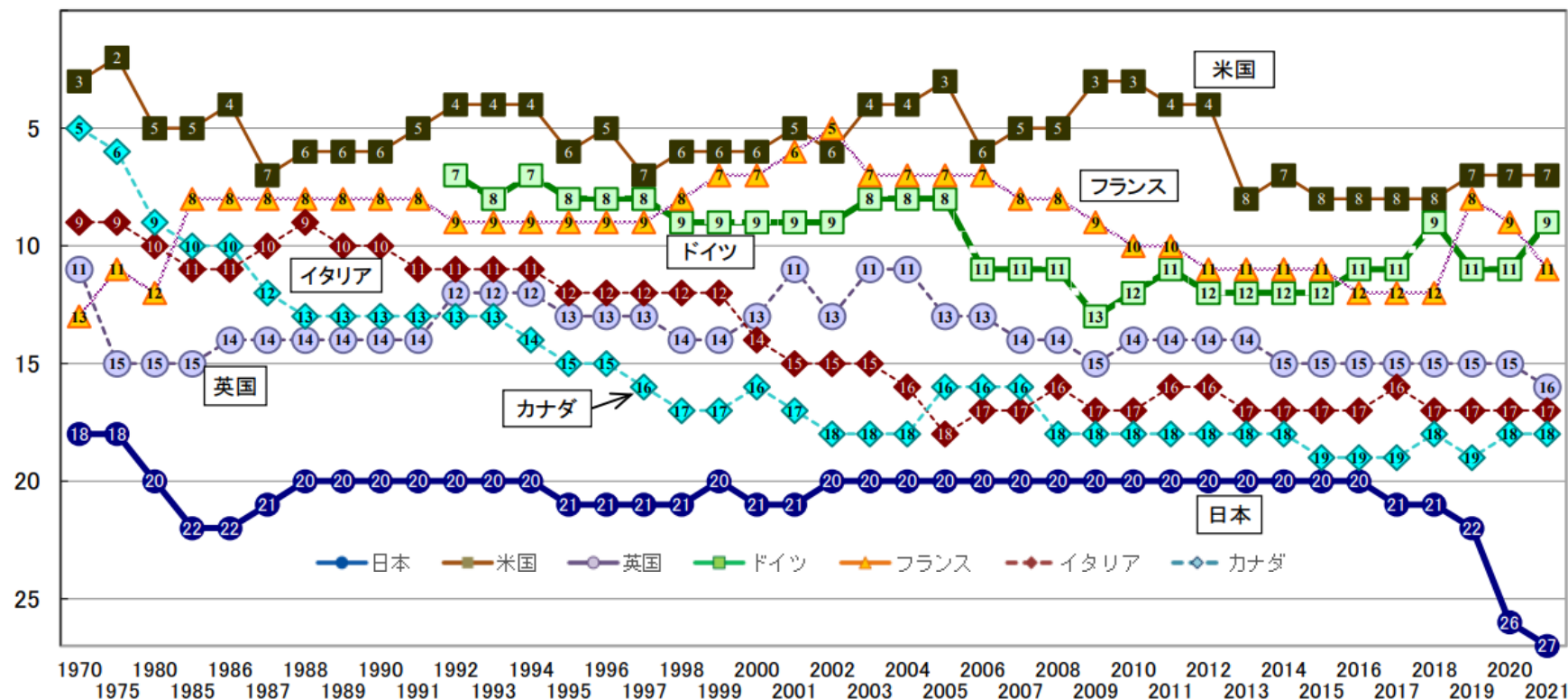
(備考) 世界競争力は経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラに関する統計データや経営層を対象としたアンケートデータから算出。また、括弧内は前年度との比較。
(出典) IMD「World Competitiveness Ranking」より作成。

いまなぜリカレント教育が必要か

主要7カ国の中でも、OECD加盟国の中でも、日本の時間当たりの労働生産性の順位は、一貫して下位となっており、近年、さらに順位が低下している。

(順位)

主要先進7カ国の時間当たり労働生産性の順位の変遷



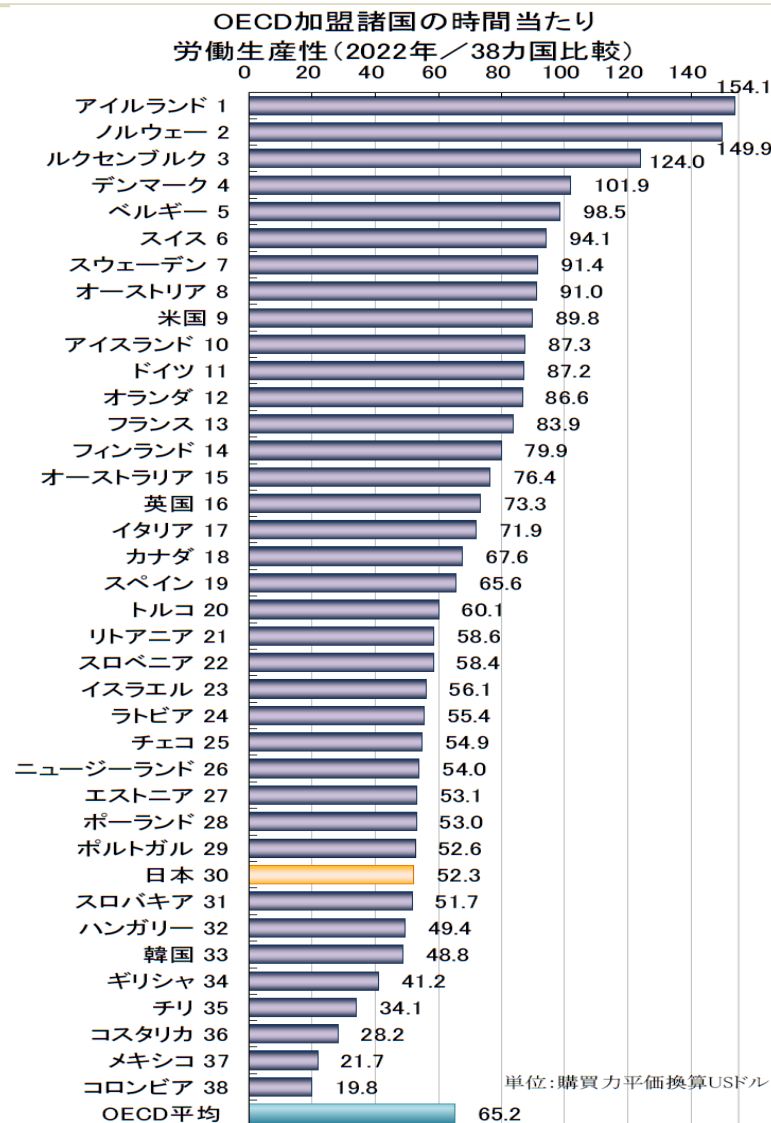
時間当たり労働生産性 OECD加盟38カ国上位10カ国の変遷

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
1	スイス	スイス	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ルクセンブルク	アイルランド
2	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ドイツ	ノルウェー	ノルウェー	ルクセンブルク
3	米国	オランダ	オランダ	ベルギー	米国	ノルウェー
4	スウェーデン	スウェーデン	ベルギー	オランダ	アイルランド	デンマーク
5	カナダ	米国	スイス	スウェーデン	ベルギー	ベルギー
6	オランダ	ベルギー	米国	米国	デンマーク	スウェーデン
7	オーストラリア	ドイツ	スウェーデン	フランス	スウェーデン	米国
8	ベルギー	アイルランド	フランス	スイス	オランダ	スイス
9	イタリア	カナダ	ノルウェー	ドイツ	スイス	ドイツ
10	ルクセンブルク	イタリア	イタリア	デンマーク	フランス	オーストリア
-	日本 (18位)	日本 (20位)	日本 (20位)	日本 (21位)	日本 (20位)	日本 (27位)

(出典)公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2022」より

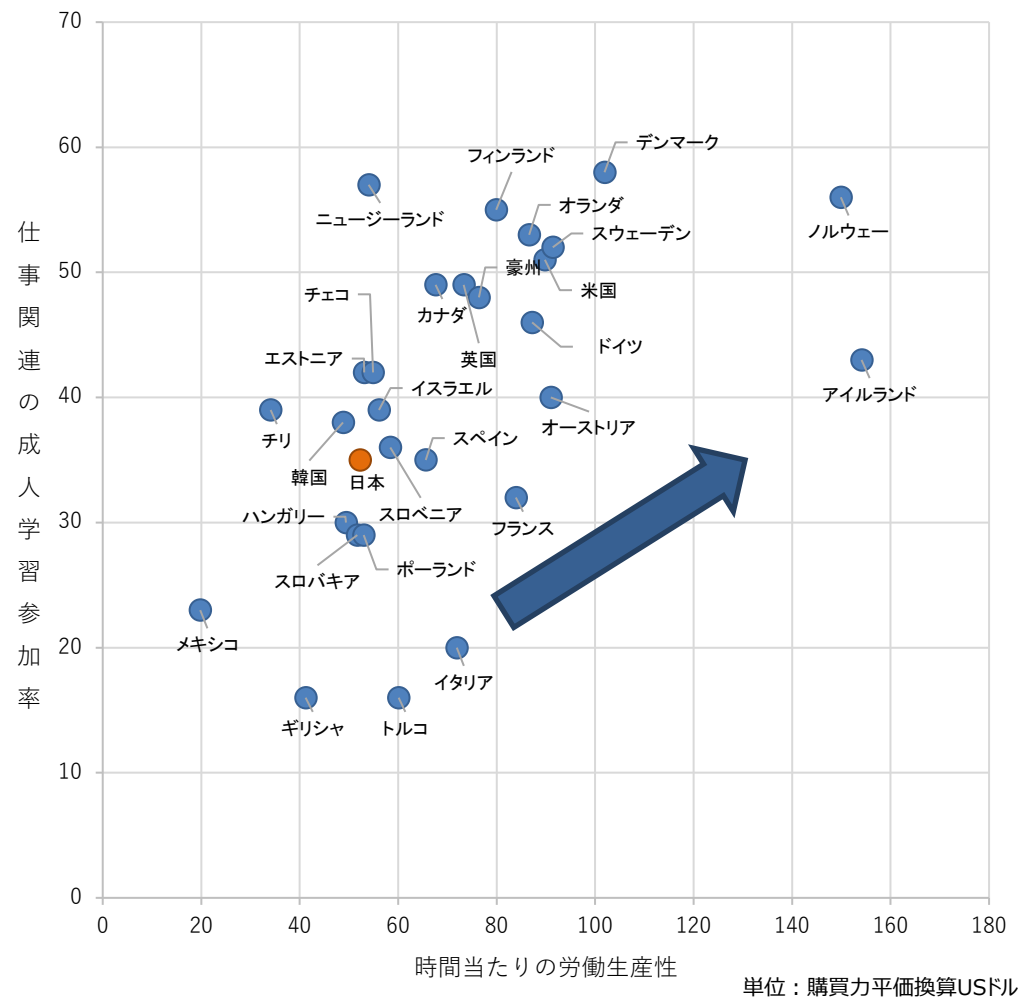
いまなぜリカレント教育が必要か

日本の時間当たり労働生産性は OECD 加盟 38 カ国中 30 位、先進国で最下位。
仕事関連の成人学習参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向にある。



(出典) 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」

時間当たり労働生産性と仕事関連の成人学習参加率の関係

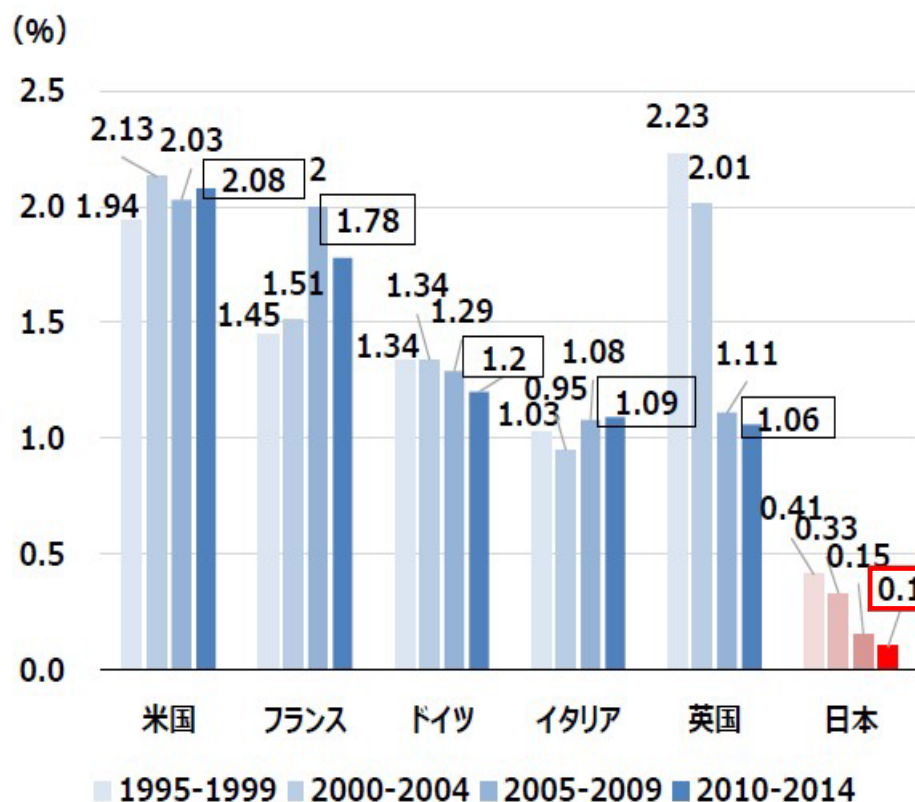


(出典) 縦軸: 大学学位取得者の成人教育参加に関する国際比較 (加藤, 2022)
横軸: 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」
を基に文部科学省作成

世界から取り残されている日本の現状

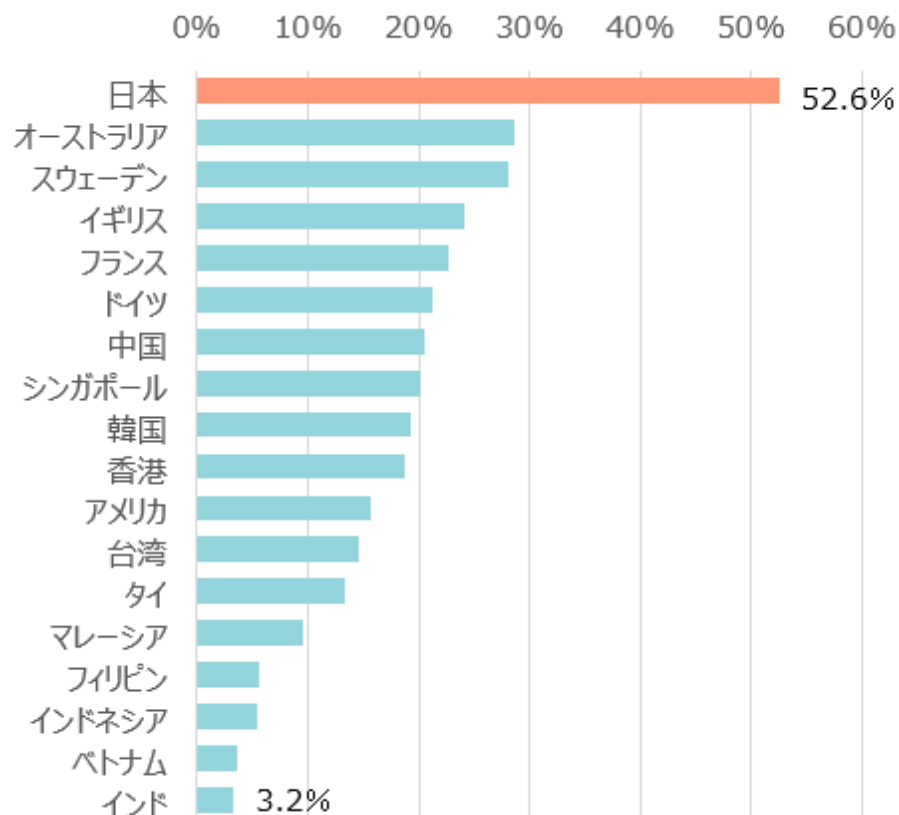
日本企業のOJT以外の人材投資（GDP比）は、諸外国と比較して最も低く、低下傾向。
社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数近くで、諸外国と比較しても不十分。

人材投資（OJT以外）の国際比較（GDP比）



（出所）学習院大学宮川努教授による推計（厚生労働省「平成30年版労働経済の分析」）
を基に経済産業省が作成

社外学習・自己啓発を行っていない人の割合



（出所）パーソル研究所「グローバル就業実態・成長意識調査（2022年）」

企業は学ぶ機会を与えず、個人も学ばない傾向が強い

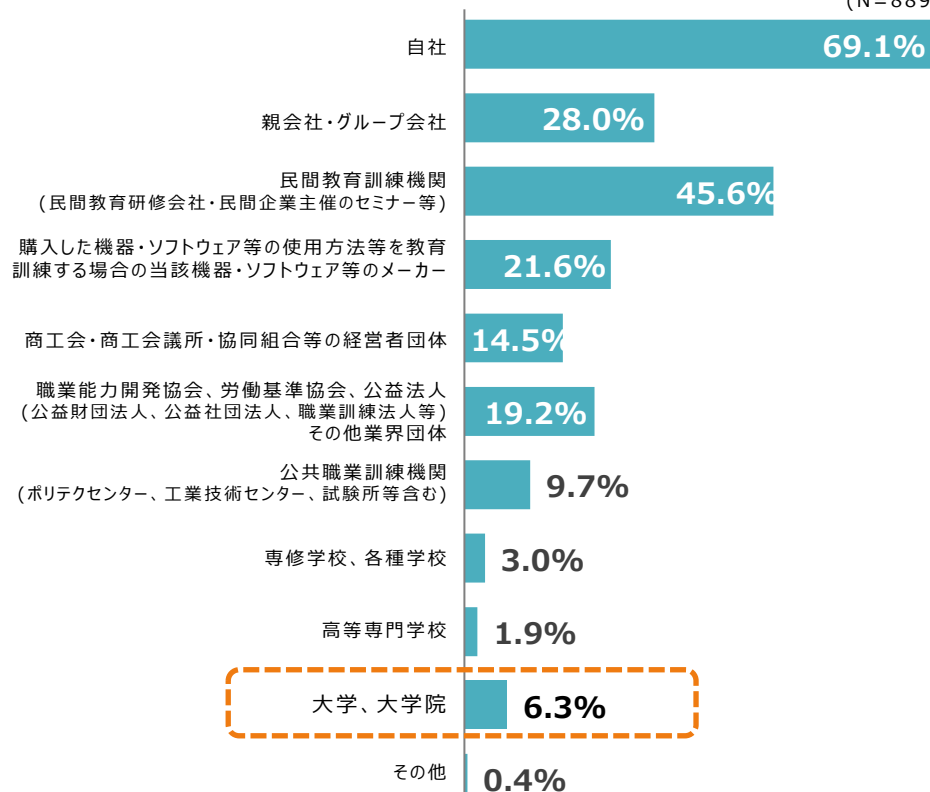
企業が大学等のリカレント教育を活用するにあたっての課題

企業が研修等で活用したプログラムでは「自社」が多く、次に民間教育訓練機関となっており、大学等の活用は1割未満と低調。大学等の連携における課題は「コーディネート人材の不足」、「大学等必要な情報の不足」、「調整が困難」等となっている。一方、約3割は大学等の連携は考えておらず、「特にない」と回答。

企業アンケート

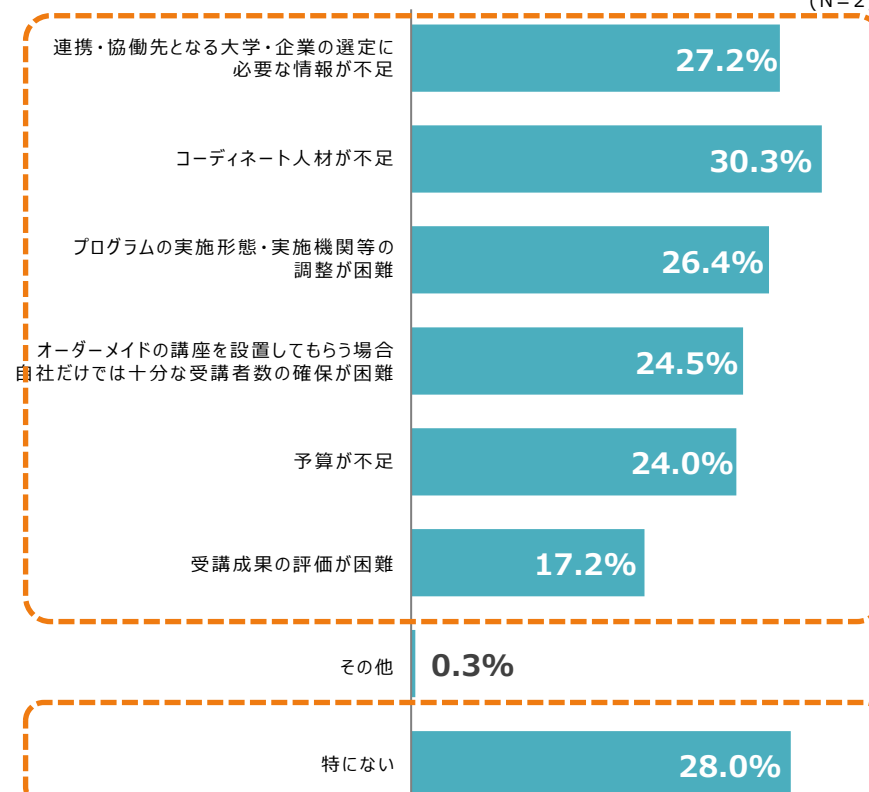
「研修・訓練（職場外のもの）」を実施した際の実施主体 （複数回答）

(N=889)



教育機関等との連携の課題 （複数回答）

(N=2,000)



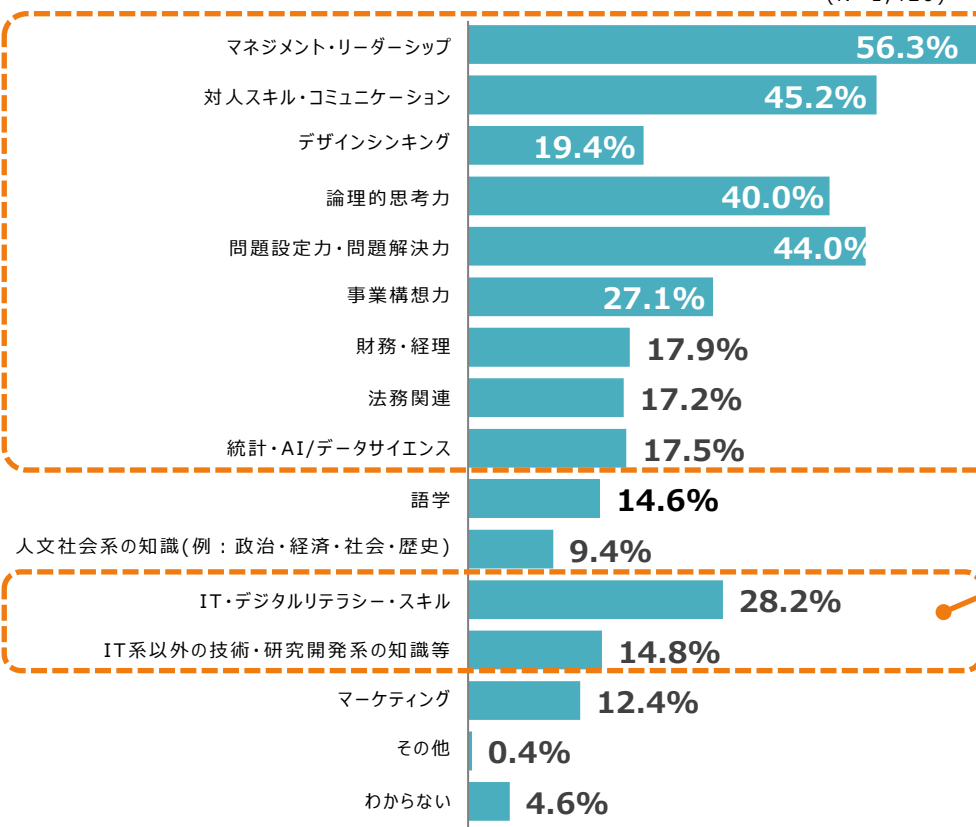
企業が求めるスキルと大学のリカレント教育プログラムで育成する能力・スキルについて

企業が今後必要と考える知識・スキルについては、
大学においてリカレント教育プログラムで育成を目指す能力・スキルはほぼ同様。
大学のリカレント教育プログラムについて企業への広報が不可欠。

企業アンケート

今後必要と考える知識・スキル
(複数回答)

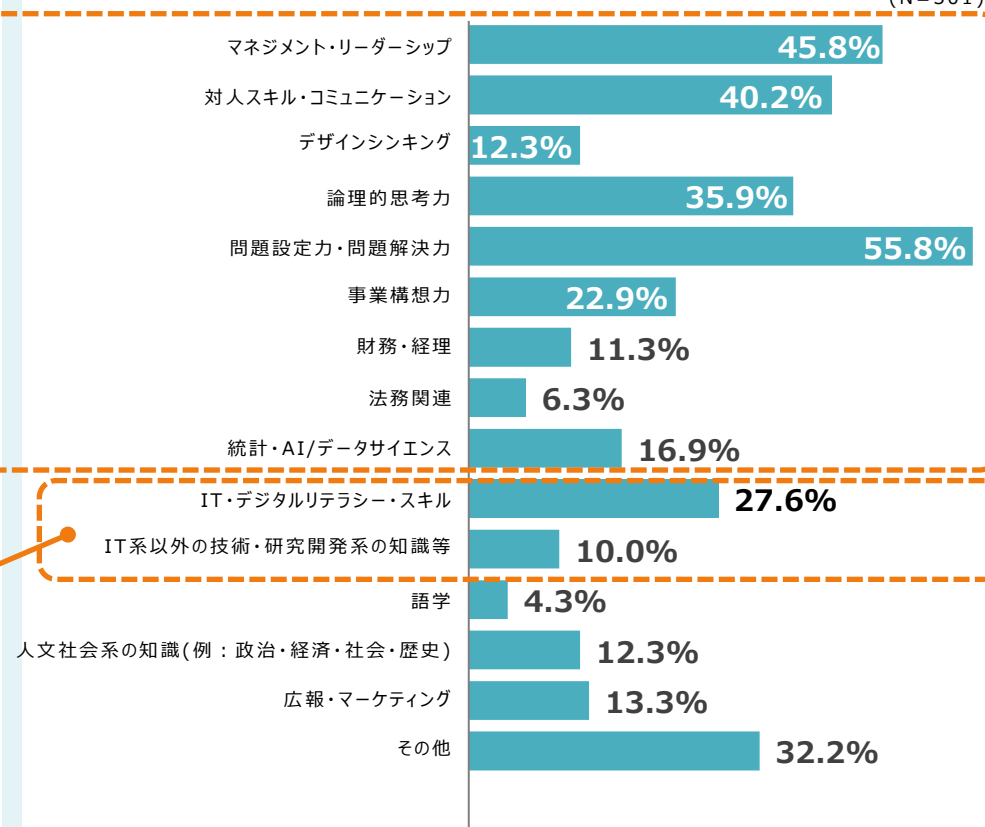
(N=1,420)



大学アンケート

リカレント教育プログラムで育成を目指す能力・スキル
(複数回答)

(N=301)



仕事に必要な能力等の需要変化予測

意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等について、現在は「注意深さ・ミスがないこと」「責任感・まじめさ」が重視されるが、将来は「問題発見力」「的確な予測」「革新性」が一層求められるとの予測がある。

56の能力等に対する需要

2015年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14
責任感・まじめさ	1.13
信頼感・誠実さ	1.12
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11
スピード	1.10
柔軟性	1.10
社会常識・マナー	1.10
粘り強さ	1.09
基盤スキル※	1.09
意欲積極性	1.09
⋮	⋮



2050年	
問題発見力	1.52
的確な予測	1.25
革新性※	1.19
的確な決定	1.12
情報収集	1.11
客観視	1.11
コンピュータスキル	1.09
言語スキル：口頭	1.08
科学・技術	1.07
柔軟性	1.07
⋮	⋮

※基盤スキル：広く様々なことを、正確に、早くできるスキル

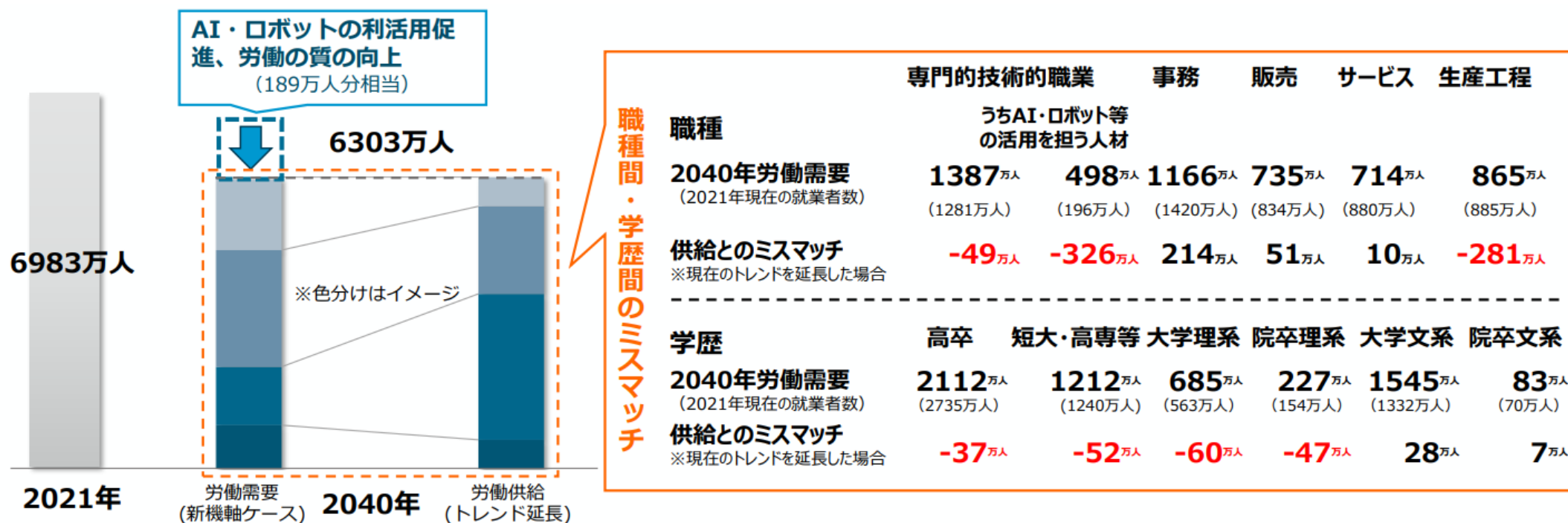
※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

（注）各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるように調整している。

2040年の就業構造推計

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進や、リスキング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる。

経済産業省の就業構造推計において、リスキング等による労働生産性の向上は前提とされる



(注) 試算方法：労働需要については、新機軸ケースの産業別就業者数を、足下データ（2020）の産業×職業×学歴別比率で分解し、その上で①産業別の自動化影響による職種の变化、②職種ごとの学歴構成の変化を加味。労働供給については、2040年就業者数*を、産業別・職業別就業者数の足下の増減傾向が続くと仮定して産業×職業別比率を推計、分解（学歴については、最終学歴に大きな変化が生じないという仮定のもと、大学進学率の上昇を加味しつつ、年代に応じ、足下比率（2020）をスライド）。

*2023年度版労働力需給の推計（JILPT）の労働参加漸進シナリオを活用

わが国の現状：3すくみ状態

大学・大学院等

- ・企業ニーズや社会人ニーズが分からない
- ・リカレントの定員が埋まらない
- ・夜間や土日の教育にはコストがかかる
- ・学費が取れない



企業

- ・社員がスキルアップすると退職される
- ・社外でどんな教育が行われているか不明
- ・経営者自身が学んだ経験が無い



社会人

- ・学んだことが処遇に反映されない
- ・自ら学ばなくても失業しない
- ・周りにやってる人がいない

時代の要請

- AIをはじめとするDXによる技術革新、労働市場の変化
↳ 少子高齢化、労働人口の減少、労働生産性向上
- GXや紛争などの環境変化に対応した経済の継続性
↳ 人生100年時代「働きながら学ぶ」「学びながら生きる」

対応の方向性

- 高等教育のリカレント教育を定着させるためには、安定的に回る仕組みが必要
- 教育の質が高いたけでは不十分であり、企業や個人や自治体が金を出しても良いと思えるニーズをとらえた教育プログラム提供が不可欠。

「三すくみ」から「三方よし」の好循環へ

成長の好循環＝リカレント教育エコシステム

大学・大学院等

- ・社会のニーズに応える教育
- ・社会人同士が業種を超えて学びあう「場」
- ・安定収入による教育の質の向上



企業

- ・意欲ある社員による業績向上
- ・成長機会のある企業へ人材と投資が集まる
- ・外部委託のコストを社内人材への投資に転換



社会人

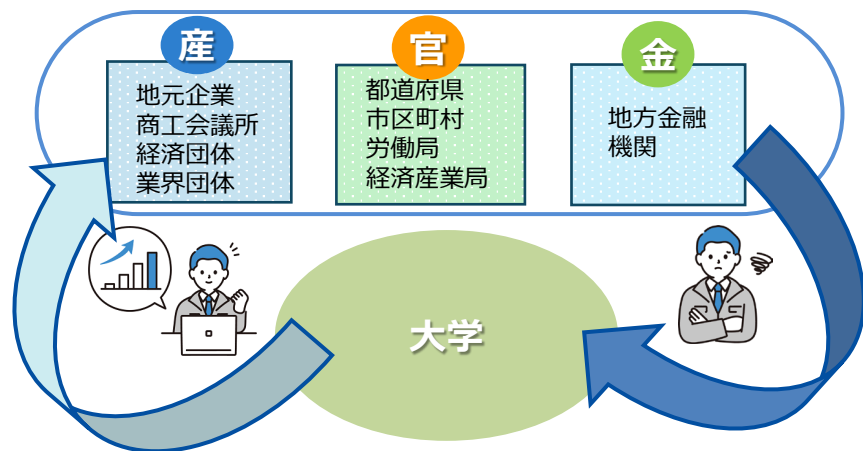
- ・人生100年時代の働き方、生き方の実現
- ・関心のあることを学び、仕事へ還元
- ・働きながら学ぶことで成長を実感



地方・中小企業

①産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援

地域の産・学・官が一体となった「リカレント教育プラットフォーム」を構築し、
地域の産業ニーズと大学資源をマッチング

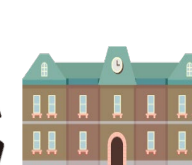
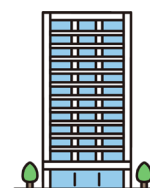


首都圏・大企業

②リカレント教育による新時代の産学協働体制構築事業

「産業成長に直結する」「高等教育機関にしかできない」
リスキリングを通じ企業・個人・大学等の成長エコシステムを構築

産業界共通のニーズ	業界固有ニーズ	構造転換ニーズ
GXのプロ 半導体 SCMのプロ (サプライチェーンマネジメント) 経営のプロ	再生可能エネルギー グリーンケミカル	余剰人員の円滑な 労働移動を支援
(共通) 各分野におけるDXスキル		



政府文書における該当記載、閣僚会議における該当発言

経済財政運営と改革の基本方針2025（R7.6.13閣議決定）

- 産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、**毎年約3000人が修得**できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。



新しい資本主義実行基本計画2025（R7.6.13閣議決定）

- 労働者のリ・スキリングによる**最先端の知識・技能の修得（2029年まで毎年約3,000人以上）**や、**地方の経営者等の能力構築（2029年までに約5,000人）**に向け、大学等が中心となり自治体や産業界等との協働による実践的な教育プログラムの開発を支援する。
- **アドバンスト・エッセンシャルワーカー**（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の**育成**や、**A I等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング**、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。



地方創生2.0基本構想「施策集」（R7.6.13閣議決定）

- 産学官連携リカレント教育プラットフォームによる地方創生
中小企業の経営者を含め、多くの社会人が地方の大学で学び直しを行うことが当たり前の社会の実現を目指し、**大学が地域の産学官金等と連携し、リカレント教育プラットフォームを構築する取組を支援し、地域人材ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの提供**を通じて、持続的に地域人材の育成を図る。



就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み（R7.6.3）より抜粋

- **資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大を検討**（26年度～）
 - ▶ **大学・専門学校において、就職氷河期世代等に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座**を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて拡充



総理発言（R7.4.25）より抜粋

- **厚生労働大臣**におかれては、**賃金上昇に向けたリ・スキリングを含む就労・処遇改善の支援、社会参加に向けた支援の拡充、高齢期を見据えた支援の強化等**について、
- **文部科学大臣及び経済産業大臣**におかれては、厚生労働大臣と連携した、リ・スキリング支援の拡充について、
- それぞれ、**2026(令和8)年度以降も視野に入れた検討**をお願いいたします。



財政制度等審議会財政制度分科会（R7.4.15）における財務省提出資料

- 人材が希少となる中、限られた人的リソースを効率的に資源配分し、社会全体の生産性を向上させる必要。特に低生産性部門での**省力化投資・DX等による効率化**を進めるとともに、企業内外の新たな業務等に対応するための**リ・スキリングの促進、労働移動の円滑化**が重要。
- **事業戦略上必要な設備投資と適合するリ・スキリングを一体的に進める**必要があり、その際、特に中小企業における非正規労働者への人的投資を更に進めていくことが重要。
- 労働者の主体的なり・スキリングを促す観点からは、職務ごとに必要な**スキルを明確化し、正当に評価する仕組みを整備**するとともに、**雇用保険の適用拡大の着実な実施**等により、特に非正規労働者について能力開発の機会確保や安心して働ける環境整備を進めることが重要。



2040年を見据えた教育改革（日本経済団体連合会、R7.2.18）

- 多くの現役従業員にとって、平日昼間に対面で大学・大学院教育を受けることは難しい。大学側には、**時間帯や場所、受講形態を柔軟に見直し、社会人が受講しやすい環境を整備すべき**である。一方、企業側も**従業員がリカレント教育を受けるために大学に戻ることを考慮した制度**を設けていないところが多く、企業にも制度改善が求められる。
- 大学においてリスキリングを含むリカレント教育を学校教育法が定める教育研究活動の一角として本格的に推進するため、**新たな教員の配置や企業向けに営業活動を行う人員の配備、エクステンションセンターの設置等の体制整備**が必要である。国は、産学・産学官連携によるリカレント教育実施のために必要な**組織再編等を行う大学を支援すべき**である。



中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（R7.2.21）

- 地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、**地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め**、高等学校等を卒業して就職した者を含め**地域の中核的産業を担っている人材の高度化や、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点**となっていくことが求められる。



リスクリング関連の主な施策 一覧 (R7.1.15時点)

支援対象	企業		○第四次産業革命スキル習得講座認定制度 IT、データ活用等の分野において、キャリアアップに繋がるような専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定。 ○デジタル人材育成プラットフォーム (令和6年度補正21億円、令和7年度当初予算案9億円) ○人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」、 「事業展開等リスクリング支援コース」	経済産業省 経済産業省 厚生労働省	○キャリア形成・リスクリング推進事業 (令和7年度当初予算案41億円) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業の拡充。 ○生産性向上人材育成支援センター (令和7年度当初予算案558億円の内数) 中小企業等に対する人材育成に関する相談、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで一貫して支援する総合窓口。 ○中小企業リスクリング支援事業 (令和7年度当初予算案2.5億円)【新規】 中小企業の人材育成等に関する専門的な助言・指導による支援。 ○団体等検定制度 (令和7年度当初予算案0.69億円)【新規】 スキルの階層化・標準化に向けた幅広い職種における団体等検定制度の活用促進に向けた施策。	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
		個人	○リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業 (令和4年度補正753億円、令和5年度補正97億円) 個人に対して、キャリア相談からリスクリング、転職までを一体的に支援する仕組み整備に要する費用を民間事業者経由で補助。 ○地域ニーズに応える産学官連携を通じた リカレント教育プラットフォーム構築支援事業 (令和5年度補正1.4億円) 地域における人材ニーズの把握や、経営者向けのプログラム開発など、大学や自治体等がリカレント教育のプラットフォームを構築。	経済産業省 文部科学省	○リカレント教育エコシステム構築支援事業 (令和6年度補正21億円)【新規】 大学等が地域や産業界と連携・協働して、中小企業経営者や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発・実施。 ○中小企業大学校における経営者・経営幹部リスクリング (令和7年度当初予算案184億円の内数) 中小企業大学校で、経営者・経営幹部を対象にした、財務・会計、経営戦略、組織マネジメントなどの実践的な研修を提供。	文部科学省 経済産業省
			○教育訓練給付制度 (令和7年度当初予算案118億円) 自らデジタル分野等のスキルアップに取り組む個人への直接支援を拡充し、給付率を最大8割に引き上げ。	厚生労働省	○教育訓練休暇給付金及び新たな融資制度の創設 (教育訓練休暇給付金 令和7年度当初予算案78億円)【新規】 (融資制度 令和7年度当初予算案0.81億円)【新規】 教育訓練のための休暇を取得した場合に、生活を支えるための給付金を支給する制度や、雇用保険被保険者以外の者について、教育訓練を受けるに当たって必要となる費用を融資する融資制度を創設。	厚生労働省
	個人	間接事業者（大学含む）経由				
		直接給付				

PF

マナビDX
(デジタル人材)



マナパス
(大学等の学び)

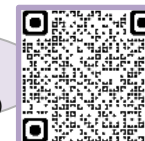


学び・学び直しGL
(職場における学び)



job tag

(職業に関する総合的な情報発信)



リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和7年度予算額 85億円
(前年度予算額 88億円)
令和6年度補正予算額 21億円



人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

<社会人を主なターゲットとしている予算事業>

①リカレント教育エコシステム構築支援事業

：【令和6年度補正予算額：2,054百万円】

・大学・大学院が地域や産業界と連携・協働して、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたりカレント教育プログラムを開発し、リカレント教育による産学官連携プラットフォームや、産学連携の協働体制の構築を促進することで、産業界・個人・大学によるリカレント教育エコシステムの構築を支援する。

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業

：388百万円（402百万円）

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供。

③放送大学学園補助金：7,140百万円（7,301百万円）

・放送大学学園次世代教育研究開発センターにおけるリカレント教育及びリ・スキリングの推進等。

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実（非予算）

・大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP) 及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」

⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。

職業実践力育成プログラム：190大学等、463課程（令和7年4月時点）

キャリア形成促進プログラム：17校、22課程（令和6年12月時点）

④大学等における価値創造人材育成拠点の形成：76百万円（76百万円）

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成。

⑤女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

：22百万円（19百万円）

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援。

<社会人をターゲットの一部としている予算事業>

⑥地域活性化人材育成事業：798百万円の内数（878百万円の内数）

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成（取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む）。

※このほか、国立大学や私立大学等の基盤的経費の算定において、社会人の受入れ状況や組織的な受入れ促進の取組状況が考慮されている。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実：29百万円（30百万円）【令和6年度補正予算額：82百万円】

・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」の機能強化やコンテンツ拡充に取り組み、大学等における社会人向け講座情報や受講にあたって活用できる経済的支援の情報、実際の学習成果・ロールモデル等の情報発信を強化するとともに、学習歴の可視化・キャリアアップへの活用等を促進。

リカレント教育エコシステム構築支援事業

令和6年度補正予算額

21億円



背景・課題

- 地方創生や産業成長のためには、「**リ・スキリングなどの人的資源への最大限の投資が不可欠**」（令和6年10月4日 施政方針演説）。
- VUCAの時代に必要とされるスキルは、資格や検定を超えた「**分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合**」等であり、リカレント教育を大学等の責務として行う。
- 骨太2024においても、**地方の経営者等の能力構築や、最先端の知識や戦略的思考を身に付ける**ことについて、記載あり。

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024（令和6年6月21日閣議決定）

- 1（2）三位一体の労働市場改革
地域の産学官のプラットフォームを活用したリ・スキリングの対象に**経営者を追加し、2029年までに、約5,000人の経営者等の能力構築**に取り組む。大学と業界が連携して、最先端の知識や戦略的思考を身に付けるリ・スキリングプログラムを創設し、**2025年度中に、約3,000人が参加**することを目指す。
- 3（4）科学技術の振興・イノベーションの促進
イノベーション創出に向けた地域や産業界の学び直しニーズを踏まえつつ、産業界・個人・教育機関によるリカレント教育エコシステムの創出に向けた取組を加速する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

- Ⅲ．三位一体の労働市場改革の早期実行
(3) ③リ・スキリングのプラットフォームの構築
企業成長や労働移動につながる教育プログラムを産学協働体制で開発するとともに、産学官連携で地域のリ・スキリングのプラットフォームを構築する。

事業内容

	主な補助対象	リ・スキリング対象者	成果
メニュー① 【地方創生】	地方自治体・地方大学	中小企業の経営者や地域ニーズを踏まえた人材	産学官金労言等の連携による地方創生
メニュー② 【産業成長】	最先端の教育研究を行う大学	成長分野（DXやサプライチェーン・マネジメント等）に関わる人材	産業成長や構造転換への対応

※支援対象：プラットフォームや協働体制構築経費、産学官連携コーディネーター等の人件費、外部講師への謝金等

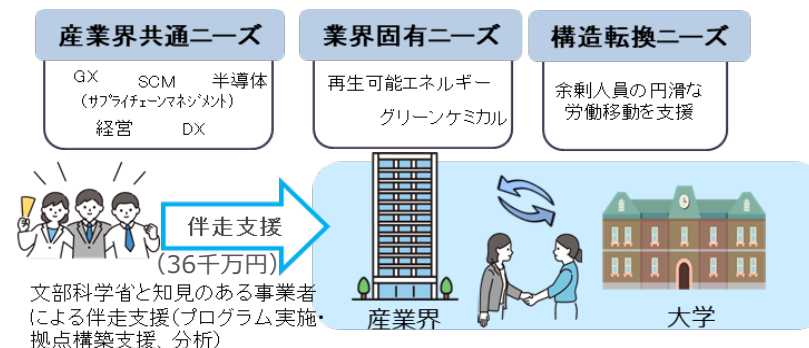
①地方創生

産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援（約4千万円×25か所）



②産業成長

リカレント教育による新時代の産学協働体制構築事業（約4千万円×18か所）



アウトプット（活動目標）

- 地方創生に資する地域単位の産学官連携プラットフォームの構築・教育プログラムの開発 ⇒ 25箇所
- 産業成長に資する産学協働体制の構築・教育プログラム開発 ⇒ 18箇所

アウトカム（成果目標）

- 2029年までに経営者等約5,000人の能力構築に取り組む
- 2025年度中に最新の知識や戦略的思考を身に付けるリ・スキリングプログラムに約3,000人が参加する

インパクト（国民・社会への影響）

- 地方創生と産業成長
- 働きながら学ぶ社会人の増加
- 個人・産業界（企業）・教育機関によるリカレント教育エコシステムの自走・充実・改善
(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

メニュー①採択プログラム一覧

地域	大学名	プログラム名
北海道	国立大学法人 北海道国立大学機構	次世代経営人材・地域活性化人材育成のための北海道リカレント教育エコシステム構築事業
東北	国立大学法人 東北大学	宮城県新事業創造リカレント教育プラットフォーム
	国立大学法人 岩手大学（いわて高等教育地域連携プラットフォーム）	産学官民＋学生との協創によるアンラーニング＆アップスキリングプログラム「ULUSI」
	国立大学法人 秋田大学	秋田リカレント教育プラットフォーム（AREP）構築事業
	国立大学法人 新潟大学	新潟県 外国人技術者・企業変革リーダー リスキルプラットフォーム
	国立大学法人 山形大学	オール山形の産学官金医連携枠組み「やまがら」で展開するリカレント教育エコシステム構築事業
関東	学校法人 早稲田大学	観光地経営エコシステムを担うリーダー育成プログラム
	公立大学法人 山梨県立大学	リカレント教育プラットフォーム「PEER s」構築事業
	国立大学法人 埼玉大学	産学官金協働による「彩の国Komvuxプラットフォーム」
	国立大学法人 信州大学	越境連携と経営者の共創が創る社会資本エコシステム ～リカレント教育プラットフォーム「円陣」～
	筑波大学 スマートウエルネスシティ政策開発 研究センター	中小企業における人手不足の解消及び生産性向上に資する女性活躍推進の産官学金連携による リカレントプログラムの開発
	学校法人 帝京大学	「人材採用力・定着力UP学び合いプラットフォームとちぎ」の構築による地域企業力UPと地域共創
東海	国立大学法人 三重大学	「リカレント教育プラットフォームみえ」の展開～三重地域圏におけるリカレント教育の推進～
	国立大学法人 名古屋工業大学	中部DX推進人材育成プラットフォーム
	公立大学法人 名古屋市立大学	チェンジメーカー養成を目指した「中部圏リカレント教育プラットフォーム」構築事業
北陸	国立大学法人 金沢大学	「創造的復興」人材育成を目指すリカレント教育推進体制の構築
近畿	一般社団法人 大学都市神戸産官学プラットフォーム	チャレンジし続けるグローバル人材の育成・定着を通じて産官学、地域がともに進化していく神戸リカレント教育プロジェクト
	国立大学法人 滋賀大学	滋賀リカレント教育コアリションの構築を通じた県内企業の人材育成の推進による地域経済の活性化
	国立大学法人 奈良国立大学機構	なら産地学官リカレント教育プログラム
中国	国立大学法人 広島大学	ひろしまAI・DXリカレント教育推進プラットフォーム
	国立大学法人 山口大学	やまぐち地域人材育成維新プラン～山口県の持続的発展のためのリカレント教育プラットフォームの構築～
	国立大学法人 鳥取大学	とっとり創生リカレント教育エコシステム構築事業
	公立大学法人 岡山県立大学	「吉備の杜」の成長が「晴れの環」を繋ぐ「おかやま樹人リカレント教育エコシステム」の構築
四国	国立大学法人 愛媛大学	しまなみ未来社会人材育成プラットフォーム「地域ハブ人材創出支援事業」
九州	国立大学法人 大分大学	“地域ぐるみの学び直し・エコシステム確立” - おおいた大学発リカレント教育
	国立大学法人 宮崎大学	みやざきデジタルノーマルを実現するリスキル・リカレント教育体制構築
	国立大学法人 佐賀大学	「佐賀創生リカレント教育プラットフォームの構築」～人事/採用担当者から始める学びの好循環～

メニュー②採択プログラム一覧

領域	大学名	プログラム名
半導体	国立大学法人 広島大学	広島大学半導体リカレントアカデミー Hiroshima University Semiconductor Recurrent Academy
	国立大学法人 九州大学	九州大学版イノベーションエコシステム形成に向けたリカレント教育事業の開発・サービス導入
	国立大学法人 九州工業大学	半導体産業の拡大と成長のための全体俯瞰型実習教育の展開
グリーン エネルギー	国立大学法人 長崎大学	産学連携洋上風力人材育成リカレント教育エコシステム構築事業（IACOW-R）
ヘルスケア	国立大学法人 大阪大学	Industry on Campus型リカレント教育エコシステム構想 ～REACH × バイオDX × ビジネスデザイン～
	国立大学法人 千葉大学	ケアテクノロジーの開発と実装を実現するケアテックマスター育成プログラム
マーケプロ	学校法人 早稲田大学	CMO Program－企業経営を牽引するマーケティングを学ぶ総合講座
DXプロ	国立大学法人 北海道大学	社会変革を先導するDXプロフェッショナル人材育成 －ケーススタディ型学習による人材輩出の加速化－
	学校法人 早稲田大学	スマートエスイーAIトランスフォーメーション：生成AI産学エコシステム
GXプロ	国立大学法人 北海道大学	グリーンビジネスとGXで拓く、未来志向リカレント教育エコシステムの構築
	学校法人 立命館大学	GXプロフェッショナル＋Rプログラム
SCMプロ	学校法人 流通経済大学	SCMプロフェッショナル人材育成プログラム
	国立大学法人 東京大学	サプライチェーンマネジメント（SCM）リカレント教育
経営人材向け	学校法人 早稲田大学	早稲田大学ビジネススクール・オックスフォード大学サイドビジネススクール共同開発 The Global Leader Accelerator Programme (GLAP)
	学校法人 東京女子大学	事業創造×HRM×リベラルアーツで育成する 高度専門人材（事業創造） 東女リカレント：自信をもって、ビジネスの中心に
	国立大学法人 一橋大学	社会科学×データサイエンスによるデータ駆動経営人材育成プログラム
	学校法人 事業構想大学院大学	地域構想力育成プログラム
	学校法人 武蔵野美術大学	社会課題とビジネスをデザインでつなぐ。社会価値創発機構構築事業
その他	国立大学法人 神戸大学	異分野共創・価値創造リカレント教育プログラム

社会人の学びの情報アクセス改善に向けた ポータルサイト「マナパス」の改良・充実

令和7年度予算額
(前年度予算額)

29百万円
30百万円)



文部科学省

令和6年度補正予算額

82百万円

事業を実施する背景

- 大学等が提供するプログラムや学修成果に関する情報が不足していることが学び直しにおける大きな課題となっている。
- 産業界からも、大学等におけるリカレント教育プログラムのデータベースの整備や企業側のニーズとのマッチングが求められている。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)

Ⅲ 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(4) リ・スキリングによる能力向上支援

業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み(オープンバッジ)の活用を推奨を図る。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

(2) 労働移動の円滑化

個人のデジタルスキル情報の蓄積・可視化を通じてデジタル技術についての継続的な学びを実現するとともに、スキル情報を広く労働市場で活用するための仕組みを検討する。

実施内容【実施主体：民間企業等 1箇所×0.3億円】

- 社会人の大学等における学びを応援するサイト「マナパス」の機能拡充・利用者増加を図る。

※令和2年度から機能改善を図りながら継続的に運用

社会人の学びに役立つ情報発信

教育訓練給付等の経済的支援に関する情報や最新の開発プログラム等に関する**特集記事**や、学びのロールモデルを見つけるための**修了生インタビュー**等を定期的に発信。**企業向けのコンテンツを含め、一層の充実・更新**を予定。

広報・周知

web広告等を活用して「マナパス」や大学等を活用したリカレント教育の必要性・有用性を普及啓発。

運営委員会の設置・運営

事業の効果的な実施のため、運営委員会を設置・運営し、「マナパス」の効果的な情報発信の在り方等を議論する。

「マナパス」の運用

事務局としての問合せ対応及びシステムの安定的な運用を行う。

サイトイメージ

講座検索(トップページ)

会員向けマイページ

事業を通じて得られる成果(インパクト)

- 学びに関する情報取得を円滑化することで、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。
- 講座情報に関する動画コンテンツの発信や個人の関心に応じたレコメンド機能を通じて学習意欲を喚起し、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化に寄与。

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)



『マナパス』 について

大学・専門学校等の社会人向けプログラムを掲載！

「いつでも・どこでも・誰でも」学べる社会の実現に向けて、社会人の学びの情報を届けることを目的に開設された**文部科学省**が運営するサイトです！



(参考) 令和6年度のセッション数 236,746

1

ニーズに合わせた 講座検索



- 好きなことや興味のあることから探す「**ジャンル別**」のほか、「**取得資格別**」「**金額別**」「**ランキング別**」など様々な視点で自分に合った学びを探せる！
- 「場所」「方法」「費用支援有無」など**希望に沿った検索**も可能！

2

自分だけの学びの記録 マイページ・いいね機能



- 会員登録することで、お気に入り講座に「**いいね♡**」
- 興味のありそうな講座を**自動オススメ**！
- 最新講座情報も随時発信！
- **デジタルバッジ登録**など学習履歴の記録も可能！

※マイページ登録者数は1,601人（令和7年3月時点）

3

社会人の学びに役立つ コラム・特集ページ



- 「リカレント教育」「経済的支援」「DX」など**今注目されている情報を掲載**！
- ホットテーマ×学びの情報を発信
- 最新の開発プログラムに関する情報も随時更新！

4

学びのロールモデルを探す 修了生インタビュー



- 実際に社会人で学んだ方の**体験談**を掲載！
- 社会人での学びがイメージしやすくなるはず！

5

人気の講座を見つける ランキング機能



- ビジネスや教養、情報といった**分野別**、正規課程や公開講座といった**課程別のアクセスランキング**を更新中！
- 人気講座から気になる講座が見つかる！

6

学習事例を確認できる 動画紹介



- 社会人の学びに対する教育界・産業界からのメッセージを掲載！
- 大学・専門学校等の**学習事例**も確認可能！

3. 職業実践力育成プログラム (BP) について

「職業実践力育成プログラム」(B P) 認定制度について (概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言 (第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

※有識者会議において、認定要件等を検討

平成27年度から**社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラム**を
「職業実践力育成プログラム」(B P)として文部科学大臣が認定

目的 プログラムの受講を通じて**社会人の職業に必要な能力の向上**を図る機会を拡大

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校**の正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を、**以下の2つ以上の教育方法**による授業で実施

認定要件

- ① 実務家教員や実務家による授業（専攻分野における概ね5年以上の実務経験有）
- ② 双方向若しくは多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ等）
- ③ 実地での体験活動（インターンシップ、留学や現地調査等）
- ④ 企業等と連携した授業（企業等とのフィールドワーク等）

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備**（週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等）

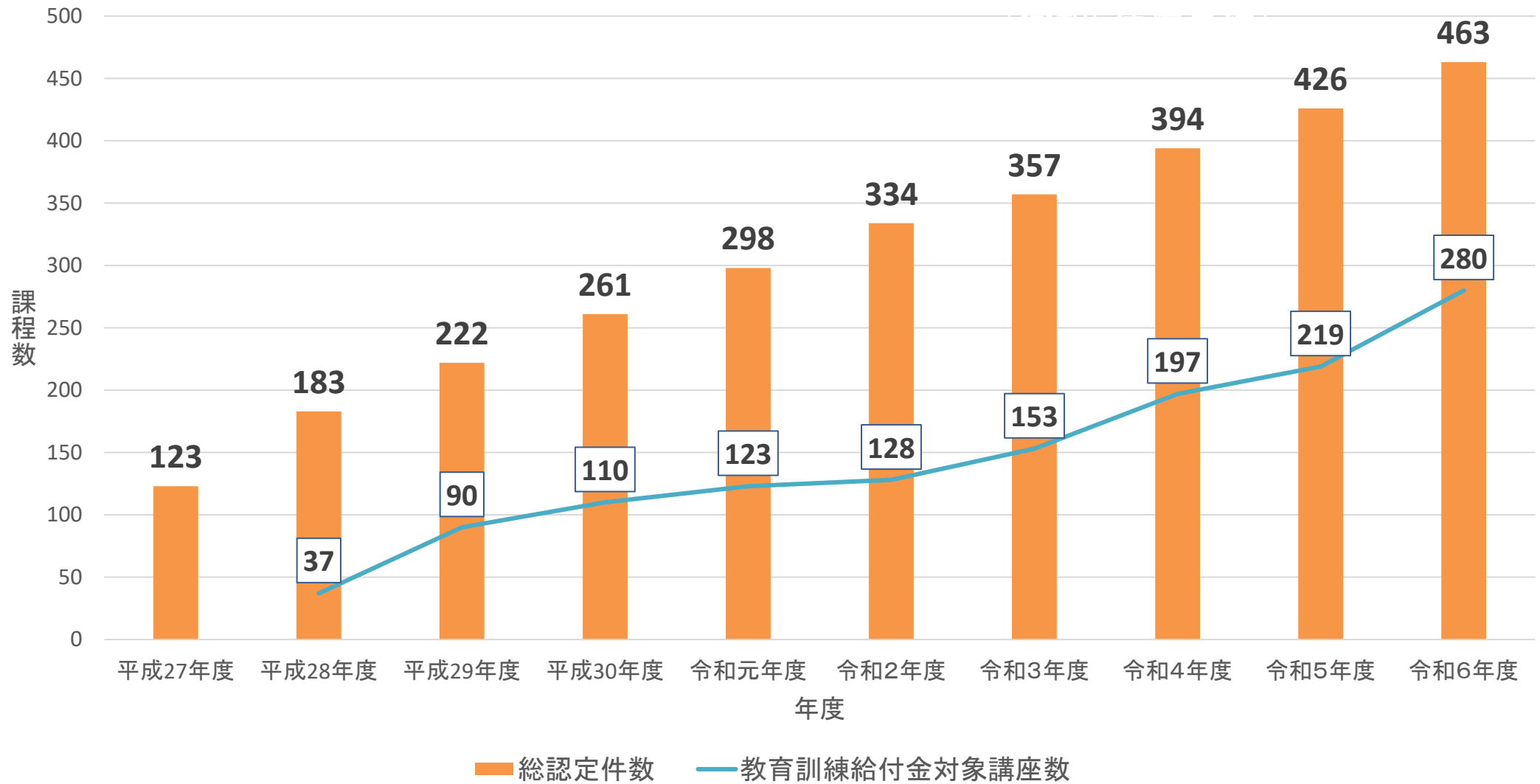


認定により

- ① 社会人の学び直す選択肢の可視化
 - ② 大学等におけるプログラムの魅力向上
 - ③ 企業等の理解増進
- を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

※認定課程数（令和7年4月現在）：463課程

「職業実践力育成プログラム」(BP)認定課程数



BPのテーマについて

過去のテーマ（平成27年度認定～令和2年度認定）

平成27年度にBPの認定制度が始まってから5年間は以下の4テーマを設定。

一方で、新型コロナウイルス感染症による社会変化や、AI戦略にも記載されているデジタル人材のニーズの高まり等への対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、令和3年度の公募からはこれまでの4テーマに新たなテーマを追加した。

	テーマ	件数(※1)
1	女性活躍	70
2	非正規労働者のキャリアアップ	22
3	中小企業活性化	62
4	地方創生（地域活性化）	75

※1 1課程で複数のテーマを設定している場合有。

4テーマから10テーマに！

現在のテーマ（令和3年度認定～）

	テーマ	件数(※2)	備 考
1	女性活躍	66	現在のテーマから引き続き
2	地方創生（地域活性化）	88	現在のテーマから引き続き
3	中小企業活性化	67	現在のテーマから引き続き
4	DX（AI・IoT等）	48	
5	環境保全（カーボンニュートラル等）	15	
6	就労支援	46	現在のテーマ「非正規労働者のキャリアアップ」から変更
7	医療・介護	202	
8	ビジネス等（経済・政治等）	60	
9	起業（アントレプレナーシップ）	29	
10	防災・危機管理	22	

※2 令和6年度実施状況調査より。1課程で複数のテーマを設定している場合有。

BP申請に向けた大学側の手続きについて

職業実践力育成プログラム（BP）は、原則年1回公募を行います。

申請を行う大学等は、実施要項等に従い、**令和7年10月10日（金）17時まで（厳守）**に必要書類の提出をお願いします。

●令和7年度の職業実践力育成プログラム認定公募スケジュール（予定）

日 程	内 容
7月30日（水）	公募開始
10月10日（金）	公募〆切
10月中旬～12月上旬頃	文部科学省における審査
12月下旬～翌1月上旬頃	職業実践力育成プログラム（BP）認定（公示）
令和7年4月以降	認定を受けた職業実践力育成プログラム（BP）開始

●職業実践力育成プログラム 手続き関係（実施要項、申請書類等）

〔文部科学省HP〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/1360305.htm

●職業実践力育成プログラム 手続き関係の問い合わせについて

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課BP担当メールアドレス: syogai@mext.go.jp

4. キャリア形成促進プログラム（CP）について



令和7年度 職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム実施機関向けリカレント教育説明会

キャリア形成促進プログラムについて

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



専門学校における社会人の学び直しの推進 「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告） - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

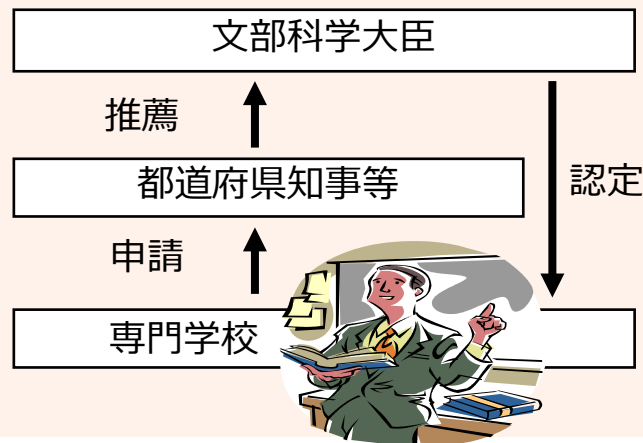
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年未満（専門課程又は特別の課程）
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携する授業等が総時間数の5割以上
- 社会人が受講しやすい工夫の整備
- 試験等による受講者の成績評価を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との組織的連携

取組の可視化

学修成果の可視化

社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大

【認定状況】（令和6年12月20日現在）

17校、22課程

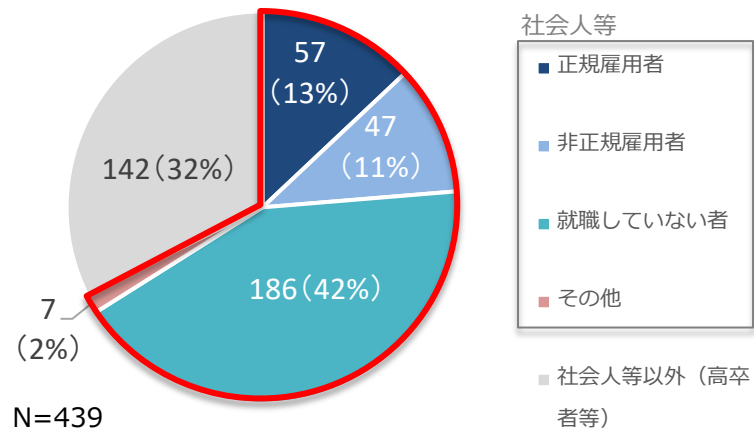
（うち20学科：1年制専門課程
2課程：履修証明プログラム）

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
認定数	1	0	4	8	5	0	0	4	22

キャリア形成促進プログラムの実績（R3）について

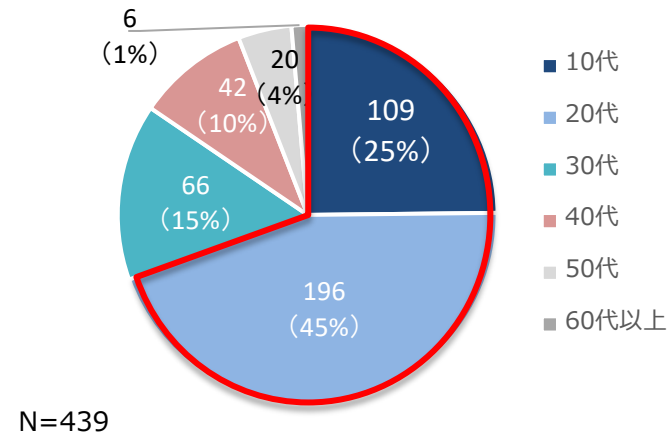
1. 受講者（属性）

⇒ 受講者は、約7割が社会人等。



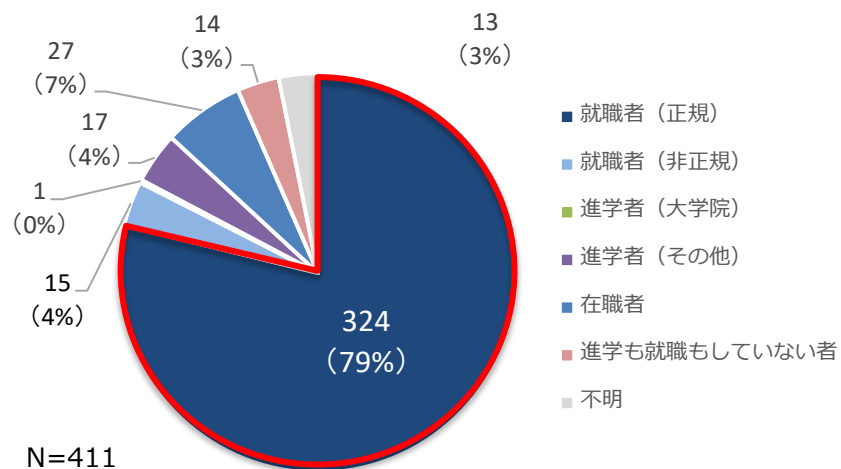
2. 受講者（年代別）

⇒ 受講者の年代は20代が約半数、10～20代で約7割を占める。



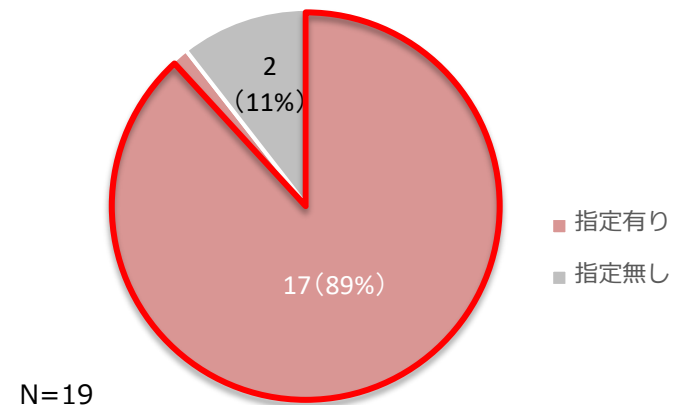
3. 修了者の進路

⇒ 修了者の進路は、約8割が正規の就職者。



4. 教育訓練給付金の指定（R4）

⇒ 教育訓練給付金は、認定学科の約9割が認定（厚労省）を受けている。



キャリア形成促進プログラム申請に向けた手続きについて

- キャリア形成促進プログラム（CP）は、毎年度 1 回認定を行います。
- 申請を行う専門学校は、実施要項等に従い、令和7年11月28日（金）までに必要書類の提出をお願いいたします。

令和7年度のスケジュール（予定）

日程	手続き	（参考）教育訓練給付金
令和7年8月	推薦依頼（文部科学省 → 都道府県等）	・ 厚生労働省が受付、審査、指定 ・ 申請時期は、例年4月、10月の年2回 （CPとの並行申請も可能。） ・ 指定時期は、1月下旬～2月上旬
令和7年11月28日（金）	提出締切（都道府県等 → 文部科学省）	
令和7年12月～	文部科学省における審査	
令和8年1月	キャリア形成促進プログラムの認定（公示）	
令和8年4月以降	認定を受けたキャリア形成促進プログラムの開始	

（参考）

- ・ キャリア形成促進プログラムについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1408442.htm

- ・ 手続き関係

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1408451.htm



【本件担当連絡先】

文部科学省生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-6734-2915

MAIL：syosensy@mext.go.jp

専修学校を活用したリカレント教育の例（「キャリア形成促進プログラム」）

事例 「芸術専門課程 映画VFX専攻科」 （東京都、学校法人東放学園 東放学園映画専門学校）

企業と連携した実習ベースの実践的な授業に、専門学校ならではの専門的な知識・技術を習得するカリキュラムを設計し、強みを発揮。

概要

- VFX・CGに関する専門的な知識とスキルを1年間で集中的に学び、豊かな発想力ある映像技術者などを育成。
- 主に社会人を対象としており、夜間に開講し、1年間で充実した技術が身に付けられるようカリキュラムを編成。

【特徴】

- 充実した機材・設備環境の中で、日本のVFXを牽引する映像制作プロダクションである関連企業と連携した実習や実務家教員による授業、インターンシップ（カリキュラムの9割を構成）による実践的な授業の提供
- 反転授業を取り入れ、自宅等で映像等で予習を行った上で、授業では発展的な技術等を学ぶ。
- 社会人経験者数2020年度 3人/10人

【社会人が受講しやすいための工夫】

- 就業後に通えるように授業開始時間を設定
- 学習支援（授業を録画しアーカイブ化/いつでも視聴可）
- 行事への参加は可能な限り柔軟に対応

主なカリキュラム

- デジタルコンポジットⅠ～Ⅳ
コンポジット（合成）ソフト「After Effects」や「NukeX」の基本的なオペレーションから高度なスキルまでを習得する。
- コンポジット演習Ⅰ～Ⅱ
VFXを用いた映像作品を実際に制作していく中で、企画から完成までの工程を理解する。

※その他「3DCGⅠ～Ⅳ」「インターンシップ」等を通して、VFXに必要な専門知識や業界について習得するカリキュラムを提供



※VFX：ビジュアルエフェクト（映画等において、現実には見られない画面効果を実現するための技術）

「キャリア形成促進プログラム」の実践事例

事例 「看護専門課程 助産学科」(京都府、京都府医師会看護専門学校)

看護師の資格を持った者がさらに1年間かけて助産に特化した専門プログラムを受講することで、社会人(看護師)のキャリアアップを目指す。

概要

- ✓ 看護の基礎教育を基に、さらに助産に必要な専門的な知識・技術・態度を養うとともに、女性やその家族にとって安全・安楽で満足のいく質の高い助産サービスが提供できるかを追求。
- ✓ また、助産学の立場から、責任をもって主体的に問題解決に取り組める人材を育成することを目指す。
- ✓ 臨地実習では、京都市内・京都府北部地方での施設と連携し、地域に密着した妊産婦援助の実際や助産師が自然出産を独立して行うことの実際を学び、地域医療に貢献できる責任感のある人材育成に企業と学校が連携
- ✓ 全日制の1年間で、助産に関する専門分野の学習に専念できる。(1クラス20名)

※社会人受講者数2020年度 4人/20人

【社会人が受講しやすいための工夫】

- ・学び方の支援(自習室、学習方法のアドバイス等)
- ・行事参加など、可能な限り柔軟に対応
- ・卒業後進路、卒業生の相談対応等の支援

主なカリキュラム

- ・ 看護師の資格を持った人が、1年間の修学で助産師国家試験受験資格及び受胎調節実施指導員申請資格を取得するためのカリキュラム。
- ・ 基礎助産学・助産診断技術学・地域母子保健・助産管理(19単位510時間)
 - ✓ 助産のための基礎知識を学ぶ。
 - ✓ 女性など助産の対象となる方々の理解を深めるための授業。
- ・ 助産学実習(11単位495時間)
 - ✓ 一人の学生が、10例程度のお産に、また、妊娠期からお産後までを継続して一人の女性に寄り添うことで、お産とその前後の大切な時期を学ぶ。
 - ✓ 他に、性教育実践や助産院や保健センターでの実習もある。
- ・ 0時間授業
知識の定着、国家試験対策として、毎日小テストを実施。
- ・ 助産師として役立つ資格の取得
新生児蘇生法、母体急変時の初期対応ベーシックコースを卒業に際し、受講。



教育訓練給付制度の概要について

職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム認定講座の
厚生労働大臣による教育訓練給付金の講座指定について

令和 7 年 8 月 20 日 厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援室

- 教育訓練給付金の概要
- 専門実践教育訓練給付金の概要
- 特定一般教育訓練給付金の概要
- 一般教育訓練給付金の概要

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・受講費用の40%（上限20万円） ・追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）		
講座数	3,220 講座	1,016 講座	12,341 講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

（注）講座数は令和7年4月時点、受給者数は令和6年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕
を受講者に支給（※1）

- ※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（R）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕
を受講者に支給（※2）

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

一般教育訓練給付金

受講費用の20%〔上限10万円〕
を受講者に支給

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

専門実践教育訓練給付金の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」等を創設し、中長期的なキャリアアップを支援。

専門実践教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講、修了等した場合に、訓練費用の一定割合を支給

＜給付の内容＞

- 受講費用の**50%**（上限**年間40万円**）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の**20%**（上限**年間16万円**）を追加支給
- 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の**10%**（上限**年間8万円**）を追加支給（※）
（※）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。

＜支給要件＞

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

専門実践教育訓練の指定講座の概要

指定講座数：3,220講座（令和7年4月1日時点） ※以下①～⑥は当該講座数の内訳

①業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程

講座数：1,890講座

例）看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等

②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

講座数：689講座

例）商業実務、衛生関係、工業関係等

③専門職大学院及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程

講座数：139講座

例）教職大学院、法科大学院、MBA等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数：231講座

例）自動車工学、会計マネジメント等

⑤第四次産業革命スキル習得講座等の課程

講座数：269講座

例）データサイエンティスト、サイバーセキュリティ、情報通信技術関係資格等

⑥専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

講座数：2講座

特定一般教育訓練給付金の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、令和元年10月に「特定一般教育訓練給付」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。

特定一般教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講、修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**40%（上限20万円）**を支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、**受講費用の10%（上限年間5万円）**を追加支給（※）
（※）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

特定一般教育訓練の指定講座の概要

指定講座数：1,016講座（令和7年4月1日時点）※以下①～④は当該講座数の内訳

①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等

講座数：950講座

例）介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許 等

②情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：16講座

例）基本情報技術者試験 等

③短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム

講座数：50講座

例）AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程 等

④職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程

講座数：0講座

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣の指定する教育訓練（一般教育訓練）を修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**20%**（上限年間**10万円**）を支給

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

一般教育訓練の指定講座の概要

全指定講座数：12,341講座（令和7年4月1日時点） ※以下①～⑨は当該講座数の内訳

①輸送・機械運転関係 8,014講座 （大型自動車、建設機械運転等）	②医療・社会福祉・保健衛生関係 1,855講座 （介護福祉士実務者養成研修等）	③専門的サービス関係 517講座 （税理士、社会保険労務士等）
④情報関係 273講座 （Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）	⑤事務関係 397講座 （TOEIC、簿記検定、日本語教員等）	⑥営業・販売・サービス関係 170講座 （宅地建物取引士等）
⑦技術関係 295講座 （技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）	⑧製造関係 20講座 （製菓衛生師等）	⑨その他 800講座 （大学院修士課程等）

修士・博士 750講座
履修証明プログラム 35講座
科目等履修生 13講座
法務博士（専門職） 2講座

一般教育訓練の指定講座数の推移

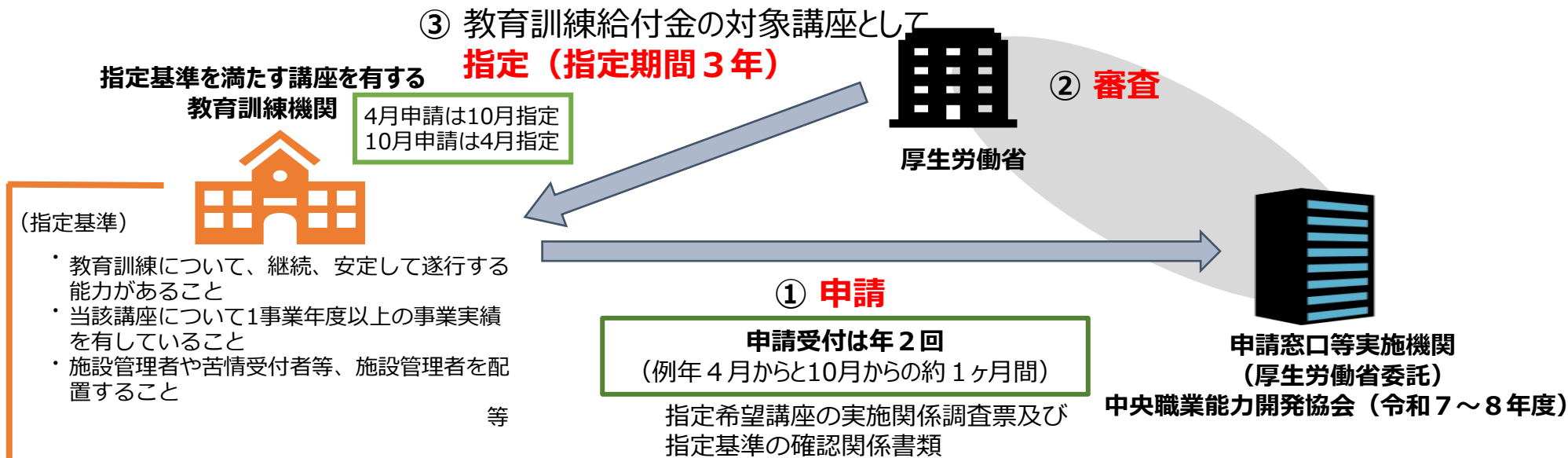
※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数（平成10年度については12月時点）

	平成10年度 （創設）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
講座数 （※）	3,445	11,299	11,701	11,237	11,067	11,378	11,625	12,045	12,341
受給者数 （人）	198	92,571	90,776	89,011	89,576	78,226	76,257		

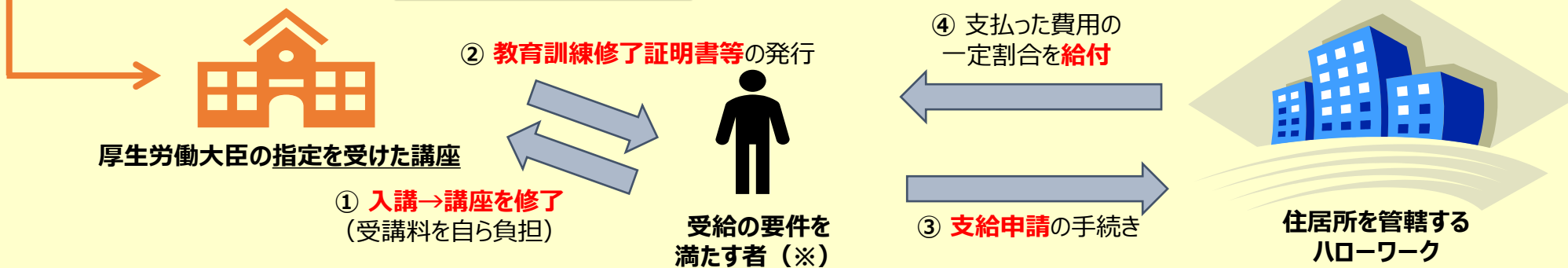
- 教育訓練給付金の講座指定申請等の概要
- 教育訓練給付金の対象講座の主な指定基準について
- 講座指定申請の手続について

教育訓練給付金の講座指定申請等の概要

1. 教育訓練給付金の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付金を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付金の対象講座の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

	類型	教育訓練の期間	講座実績（過去3か年度のいずれかの年度について、以下を満たすこと）
専門実践	業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最短期間（最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象）	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム	○職業実践専門過程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率80%以上
	専門職大学院の専門職学位課程及び外国の大学院の学位を取得するための課程		
	専門職大学院の専門職学位課程 例）教職大学院、法科大学院 等	○2年以内 （資格取得につながるものは、3年以内であり、かつ取得に必要な最短期間）	就職・在職率80%以上（法科大学院は全受験者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	外国の大学院の経営管理に関する学位課程		就職・在職率80%以上 経営管理に関する国際認証の取得 等
	大学等の職業実践力育成プログラム	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上（大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	第四次産業革命スキル習得講座等の課程		
特定一般	第四次産業革命スキル習得講座 （IT分野：ITスキル標準レベル3以上、IT利活用分野：ITスキル標準レベル4相当）	30時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル3以上）		入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル2）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
一般	短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	就職・在職率80%以上
	職業能力評価制度（技能検定又は団体等検定）の合格を目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと、取得に必要な最短期間であること ○大学院修士・博士課程：3年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率
	上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率

指定申請の手続について

- ◆ 講座指定申請期間は年2回（①4月上旬～5月上旬（10月指定分）、②10月上旬～11月上旬（翌年4月指定分）です。いずれも、詳細は4月上旬及び10月上旬に厚生労働省ウェブサイトにおいて告知します。
- ◆ 厚生労働省ウェブサイトに掲載している各制度の「教育訓練施設向けパンフレット」、「提出書類チェック表」を確認いただきながら、申請様式に必要事項を記載の上、添付資料とともに申請窓口実施機関へ提出をお願いします。

○ 厚生労働省ウェブサイト 講座指定申請手続きのページ（パンフレット・申請様式等を掲載）

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html	 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html	 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

○ 教育訓練機関向け動画

・教育訓練給付金のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画です。



<https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBW Cnc&t=1s>

・教育訓練給付金 講座指定申請手続きのご案内

※講座指定を受けたことがない教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画です。



<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpiw&t=2s>

○ 教育訓練講座検索システム

※指定講座はウェブ上の検索システムに掲載されます。



<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

【お問い合わせ先】

○ 講座指定の申請手続について（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課
電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

○ 教育訓練給付給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

リ・スキリング等教育訓練支援融資事業について

令和 7 年 8 月 20 日

厚生労働省 職業安定局 総務課 訓練受講支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

リ・スキリング等教育訓練支援融資事業（概要）

令和7年10月から、個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資する制度を創設する。

名称	リ・スキリング等教育訓練支援融資事業
事業の位置付	求職者支援制度に基づく事業として実施する。本事業の債務保証及び債務免除に要する費用負担を行う。 ※雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))
実施主体	労働金庫法に規定する労働金庫
融資対象者	- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者 - 融資申込時年齢が18歳以上かつ融資開始時の年齢が満66歳未満で、最終返済時の年齢が満76歳未満である者
融資内容	- 以下を対象に最大2年間分とする。ただし、年収200万円未満の者や離職者に対しては最大1年間分とする。 ✓ 教育訓練費用（教育関連資金（教科書・学用品等）を含む。）の貸付上限：年間120万円 ✓ 生活費用の貸付上限：年間120万円（10万円×12ヶ月） - 貸付利率：年2.0%（信用保証料0.5%を含む） - 担保・保証人：不要 - 返済期間：教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内 - 返済方法：元利均等方式（据置期間中は利用残高に応じた利息支払いのみ）
融資対象教育訓練	- 次の教育訓練を対象とする。（1ヶ月未満の教育訓練は対象外） ✓ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 ✓ 教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練 ✓ 求職者支援訓練又は公共職業訓練
インセンティブ措置	- 求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後、雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続に繋がり、訓練修了前後の賃金を比較して以下の要件に該当したときは、それに応じて残債務の一部を免除する。 ✓ 賃金が5%上昇したとき：残債務の30%（上限額は100万円） ✓ 賃金が10%上昇したとき：残債務の50%（上限額は150万円） - 貸付時点において、融資対象者本人の年収が500万円以上の場合は、インセンティブ措置の対象外とする。

各制度の対象講座の関係

- **リ・スキリング等教育訓練支援融資事業 対象教育訓練（訓練期間：1ヶ月以上4年以下）**
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練
 - ・ 教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練
 - ・ 求職者支援訓練又は公共職業訓練等
- **リ・スキリング等教育訓練支援融資事業 インセンティブ措置対象教育訓練**
 - ・ 求職者支援訓練
 - ・ 公共職業訓練
 - ・ **教育訓練給付金の指定講座**
- **BPまたはCPの認定プログラム**
 - ・ （BP）大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の正規課程及び履修証明プログラムであって要件を満たすもの
 - ・ （CP）専修学校の専門課程又は特別の課程であって、要件を満たすもの

【各対象講座の関係】

学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練

BPまたはCPの認定プログラム

教育訓練給付金の指定講座

融 資：○
返済免除：×

融 資：○
返済免除：○

教育訓練給付とリ・スキリング等教育訓練支援融資事業の関係

- リ・スキリング等教育訓練支援融資事業は、求職者支援制度（※）の一環で行う事業となります。

（※）求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度

- 教育訓練給付の対象者とリ・スキリング等教育訓練支援融資の対象者は基本的に異なります。
なお、本人の状況によって両制度を利用できる場合もあります。

【対象者の主な要件】

教育訓練給付	・ <u>雇用保険被保険者</u> ・ 雇用保険被保険者以外で、離職してから1年以内の者
リ・スキリング等教育訓練支援融資事業	・ 特定求職者（ <u>雇用保険被保険者、雇用保険受給資格のある者は対象外</u> ）